

令和7年度第2回埼玉県医療審議会

日時 令和8年1月26日午後1時30分開会

場所 埼玉会館7階7A

午後 1時30分 開 会

1 開 会

○司会（安藤） ただいまから令和7年度第2回埼玉県医療審議会を開会いたします。

初めに、本日の会議ですが、オンラインと併用した形で開催させていただいておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

オンライン参加の皆様におかれましては、聞こえづらい場合がございますら御指摘いただければ幸いです。

次に、医療法施行令第5条の20第2項の規定により、本審議会の定足数は過半数である10人となっております。現在、会場とオンライン参加を合わせまして、15人の委員が御出席されておりますことから、会議は有効に成立いたしております。

本日の資料につきましては、会場に御出席の方には机上にタブレットを配付しております。タブレット操作等に御不明な点がございましたら、係の者が対応いたしますので、お声かけくださるようお願いいたします。また、オンライン参加の委員におかれましては、電子メールで送付いたしております。

それでは、議事に先立ちまして、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の内容につきましては、公開することにより特定の個人や法人等に著しい不利益を与える情報は含まれていないものと思われまます。したがって、本日の会議の内容につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（安藤） 特に反対意見はございませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。

なお、開かれた県政を推進するとともに、附属機関等の活性化を図ることを目的として、会議の傍聴はオンラインで実施することとしております。

○司会（安藤） 続きまして委員の変更について御報告いたします。埼玉県議会議員の小谷野五雄委員から辞任届が提出されました。委員1名の退任に伴い、新たに委員の委嘱を行いましたので、新任委員の御紹介をさせていただきます。

田村琢実委員でございます。

○田村委員 田村でございます。よろしく申し上げます。

○司会（安藤） 以上1名の委員が就任されました。

2 挨拶

(1) 保健医療部長

○司会（安藤） 続きまして、縄田保健医療部長から御挨拶を申し上げます。

○縄田保健医療部長 保健医療部長の縄田でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和7年度第2回埼玉県医療審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御支援、御指導をいただいておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。また、先ほど司会の方からも紹介がございましたけれども、新たに本審議会の委員として、田村琢実県議会議員に御就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、県の方では、賃金・物価の上昇等により、医療機関等の経営が厳しい状況にあることから、12月定例会において、光熱費等の支援や職員への処遇改善など、国の総合経済対策等に対応した補正予算案を提出し、県議会の承認をいただいたところでございます。現在、早期に補助金が交付できるよう、事務を進めさせていただいております。

また、本日はすけれども、会議の議題といたしまして、「地域医療支援病院の名称承認について」など議事2件と、「病床整備の進捗状況について」など報告2件を予定しております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(2) 医療審議会会長

○司会（安藤） 続きまして、当審議会の金井会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○金井会長 こんにちは。委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり本審議会は、埼玉県における医療提供体制の確保に関わる重要な事項を審議するもので、非常に重要な役割を担っていると考えております。従いまして委員の皆様方から貴重なご意見を頂戴し、本審議会の使命を果たしていきたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○司会（安藤） ありがとうございました。

3 議事

○司会（安藤） それでは、議事に入りたいと存じます。

議事進行は医療法施行令により、会長が務めることとなっております。これ以降の進行につきましては、金井会長にお願いいたします。

○金井会長 はい。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず本日の審議会の議事録署名人でございますけれども、僭越ですが、指名をさせていただきます。水谷委員、目澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

〔「はい」と言う者あり〕

○金井会長 それでは議題に入ります。

(1) 地域医療支援病院の名称承認について

議事の1は地域医療支援病院の名称承認についてでございます。事務局の方から初めに説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○中村医療整備課長 医療整備課長の中村でございます。

委員の皆様には、日頃から御指導を賜りありがとうございます。それでは、議事1「地域医療支援病院の名称承認について」を御説明いたします。着座にて失礼いたします。

このたび、所沢美原総合病院から地域医療支援病院の名称承認について申請があったため、御審議をお願いするものです。

資料の1ページを御覧ください。はじめに制度の概要について御説明いたします。「1 趣旨」ですが、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、知事が承認を行うものです。

「3 承認要件」は記載のとおりで、後ほど、個別の内容のところで御説明いたします。「4 医療審議会の意見」ですが、地域医療支援病院の名称承認は、医療法第4条第2項の規定により、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならないとされております。

2ページを御覧ください。「5 承認手続について」ですが、地域医療支援病院の名称承認は、病床機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、医療審議会の審議の前に病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議を行うこととされております。

3ページを御覧ください。本県では、これまで26病院を承認しており、次の4ページに各病院の位置を示しております。

次に、5ページを御覧ください。所沢美原総合病院の地域医療支援病院の名称承認申請に係る概要について御説明いたします。「1 申請内容」ですが、申請日は令和7年11月25日、申請者は社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 理事長 瓜生田曜造様でございます。病院の開設日ですが、同病院は所沢明生病院と狭山中央病院の2つの病院が合併したものであり、現所在地に新築移転した日である令和5年11月25日でございます。西部地域医療構想調整会議における協議は昨年12月に

行われ、意見はございませんでした。「2 医療機関」ですが、同病院は所沢市美原町に所在し、221床を有する病院で、記載のとおり23の診療科目を標ぼうしております。次に「3 承認要件への該当状況」ですが、主な承認要件について説明させていただきます。「(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること」ですが、令和6年度の実績で紹介率が73.6%、逆紹介率が86.5%であり、表の左に記載した承認要件の②に該当しております。

6ページを御覧ください。「(3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること」でございます。表の上段、「医療機関の登録制度を設けていること」については、当該登録制度があり、130施設が登録されています。表の中段、「当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること」については、共同利用医療機関数60施設のうち当該病院の開設者と直接関係のない医療機関数が60施設であることから、割合は10割でございます。表の下段、「共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること」については、4床確保されております。「(4) 救急医療を提供する能力を有すること」ですが、重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者、病床、診療施設が確保されており、また、令和6年度の救急搬送患者は7,455人であり、要件である1,000以上を満たしております。

7ページを御覧ください。「(7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること」ですが、必要な施設等については、現地確認を行い、実際に使用されていることを確認しております。以下9ページまでが各施設の確認結果でございます。

10ページを御覧ください。「(9) 特に必要であるものとして知事が定める地域医療支援病院の管理者の責務」ですが、西部地域医療構想調整会議では意見がありませんでしたので、事務局の案としては、知事が定める管理者の責務は設定しないものと考えております。

私からの説明は以上でございますが、本日は、所沢美原総合病院の鈴木病院長にお越しいただいておりますので、引き続き、鈴木病院長から病院の取組等について御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木病院長（所沢美原総合病院） こんにちは。ただいま紹介がありました、所沢美原総合病院の院長を務めております鈴木昭一郎と申します。本日はこのような場を設けていただきましてありがとうございます。先ほども紹介がありましたけれども、私たちの前身の所沢明生病院のときから救急を一生懸命やっております、より容量と質を良くしようということで所沢美原総合病院を2023年11月に開院させていただき、それから救急をメインに、年間で7,000件を超えるように頑張って救急、地域医療の一端を担ってきたつもりでございます。地域医療支援病院としてのいろいろな項目は満たしているということなので、私たち病院としては今後とも、救命救急医療を中心に、それから高度先進医療もあわせて力を注いでいきます。そして他の医療施設や医療機関とさ

らに協力を深めていきまして、地域の皆さんから信頼される良い病院、地域医療支援病院となるように努力して参る所存でございます。今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○金井会長 ありがとうございます。ただいま事務局からの説明があり、そして鈴木病院長からの御説明もございました。

何か御意見、御質問等おありでしょうか。

要件につきましては、今説明したとおりすべて満たしているということでございます。特別ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○金井会長 ありがとうございます。なければ、地域医療支援病院の名称承認については適当と認めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○金井会長 ありがとうございます。御承認をいただきましたので、これにつきましては、適当と認めるということで、知事へ答申をさせていただきたいと思えます。

(2) 病院整備計画の変更について

○金井会長 続きまして、議事の2、病院整備計画の変更についてです。事務局から説明いただきたいと思えます。

○中村医療整備課長 それでは、議事2「病院整備計画の変更について」を御説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。今回は変更承認申請のあった2つの医療機関について、御審議をお願いするものです。1つ目は、第7次・平成30年度公募で採択した「鳳永病院」でございます。整備計画は、回復期リハビリテーション病床10床を整備するものでございます。変更内容は、開設時期を令和8年3月から令和10年3月に延期するものです。変更理由は、土地取得に時間を要したためでございます。

2つ目は、第7次・令和4年度公募で採択した「新所沢清和病院」でございます。整備計画は、慢性期病床20床を整備するものでございます。変更内容は、開設時期を令和7年12月から令和8年3月に延期するものです。変更理由につきましては、想定外の補修工事、具体的にはスプリンクラーの配管の水漏れが発生し、その補修工事が必要となり、工期が延びたためです。

2ページ目を御覧ください。2病院の変更申請につきましては、それぞれの圏域の地域医療構想調整会議で御協議をいただいております、承認をいただいております。

なお、3ページ以降は、地域医療構想調整会議用に各病院が作成した資料となっております。

病院整備計画の変更についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○金井会長 ありがとうございます。2病院についてですが、何か御意見、御質問等ございますので

しょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○金井会長 ないようですのでお諮りをいたします。

ただいま説明のあった病院整備計画の変更については、適当と考え、認めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○金井会長 ありがとうございます。お認めいただきましたのでその旨知事に答申をしたいと思いをいたします。ありがとうございます。

4 報 告

(1) 病床整備の進捗状況について

○金井会長 それでは次に報告事項に入ります。報告事項の1、病床整備の進捗状況についてでございます。事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○中村医療整備課長 それでは報告1「病床整備の進捗状況について」御説明させていただきます。

該当の資料の1ページ目を御覧ください。令和7年9月末時点の進捗状況について説明いたします。県で公募を行った地域保健医療計画に基づく病床整備の進捗状況を一覧でまとめたものでございます。本日は、主に新たに計画中止になったものなどについて報告させていただきます。なお、表の右から二つ目の開設済の欄の△は、一部開設を示したものでございます。まず、上段の6次の表ですが、第6次計画に基づく病床公募で配分したもののうち未整備の1病院を記載しています。その下の7次は第7次計画に基づく病床公募で配分した全ての計画の整備状況を記載しております。

2ページを御覧ください。表の左にある番号の33番に記載のある東部医療圏の鳳永病院については、先ほど議事2で説明したとおりで、開設予定年月の延長の変更申請をしているところです。次に35番に記載のある東部医療圏の春日部厚生病院についてでございます。令和4年度に実施した公募で地域包括ケア病床53床、回復期リハビリテーション病床6床の合計59床を整備する計画でしたが、昨年10月31日付で中止届が提出されました。中止とした理由は、計画当初より物価高騰などによる建設コストの上昇、および、建設予定地の取得に難航したことでございます。

3ページを御覧ください。72番に記載のある新所沢清和病院については、議事2で説明したとおりでございます。中段から下は昨年度実施した第8次計画で採択した9医療機関を記載しています。また、未着工・未開設の整備計画の進捗状況につきまして、定期的に状況を把握してまいります。

御報告は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○金井会長 ありがとうございます。病院整備の進捗状況の報告でございました。何か御質問等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

(2) その他

○金井会長 ないようですので、次の報告に移ります。報告2、その他についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○中村医療整備課長 それでは、報告2のその他として、地域医療連携推進法人の認定について御説明させていただきます。

こちらは、本会議終了後に開催する医療審議会法人部会において、地域医療連携推進法人の認定について御審議をお願いしますが、地域医療連携推進法人については、本県で2番目の事例となりますので、この会議の場でも御説明するものです。

資料の1ページ目を御覧ください。「1 制度の概要」でございます。地域医療連携推進法人制度は、医療機関相互の機能分担・連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された法人の認定制度です。複数の医療機関等が参画し、協調を進めることで地域において質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指すものでございます。左上の図の真ん中あたりに参加法人等とありますが、非営利で病院等の運営を行う法人や個人開業医のほか、自治体等も参加することができます。これらの法人等が一般社団法人を設立した上で、地域医療構想調整会議、医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療連携推進法人に認定します。

次に「2 連携法人で実施されている主な業務等」ですが、医療従事者の共同研修、医師・看護師等の人事交流、医薬品・医療機器等の共同調達、病床機能の変更、病床融通がございます。

次に「3 設立の状況」でございます。令和7年10月1日現在、28道府県で58法人が設立されており、本県では令和5年3月に「あげおメディカルアライアンス」が設立され、医療・介護従事者の確保・育成や医療品、診療材料、医療機器等の共同購入、共同利用などを行っております。

2ページを御覧ください。今回、法人部会で御審議いただく地域医療連携推進法人についてです。埼玉医科大学が「彩の国ハピネス会」という名称の地域医療連携推進法人の設立を目指しております。「1 設立目的」ですが、医療従事者の人材育成を促進することにより、地域医療の質の向上を図ることでございます。「2 参加法人及び医療連携推進区域」でございます。参加法人は5法人2市1町の8団体です。医療連携推進区域は、3市3町で、川越比企・北部・秩父の3保健医療圏にまたがっております。「3 実施する医療連携推進業務」ですが、医療技術や看護能力等の向上に役立つ人材育成に係る事業、医療DXを含めた医療連携体制の構築を図る事業などでございます。

「4 認定について」ですが、12月中に各地域医療構想調整会議で了解をいただいております。本日の医療審議会法人部会で御審議いただいた後、2月下旬から3月上旬を目途に認定する予定です。

御報告は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○金井会長 ありがとうございます。地域医療連携推進法人についての当県における進捗状況、今

後に向けての説明がございました。

何か御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

○岩崎委員 岩崎と申します。よろしく申し上げます。

こういった医療連携推進法人をこれからますます取り組んでいただけたらなど、すごく興味深く思いました。中心となっているのは埼玉医科大学で参加しているのは8団体ということですが、ここに行政が入ったりはしないのでしょうか。

○中村医療整備課長 御質問ありがとうございます。

地域医療連携推進法人に行政の参加があるかということですが、今回の彩の国ハピネス会につきましては、公立病院を運営しているところから、秩父市と東松山市、それから小鹿野町、これが参加法人として参画しているところでございます。以上でございます。

○岩崎委員 ありがとうございます。ちょっと私も調べたところ、秩父は基幹病院が3つぐらいあって、2つの病院が入っているけれども1つが入っていないのでそういうところも取り込んで、地域でも人材育成が課題になっているところがかかなり多いと思うので、そういうところを吸い上げて拡大できたらいいなというふうに思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

○金井会長 ありがとうございます。例えばですが、自治体病院等が含まれる場合、何らかの問題があるとか、そういう問題はないわけですね。

○中村医療整備課長 先ほど全国で58の例があるというような御説明をしましたが、その中には自治体病院が入っている例がございますので、自治体の公立病院がこれに入るということについて何か問題があるということはございません。

○金井会長 はい、ありがとうございます。何か他に質問等ございますか。

ないようですので、以上をもちまして本日の医療審議会の審議事項は終了いたしました。円滑な進行に御協力いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

事務局のほうにお返しいたします。

5 閉 会

○司会（安藤） 金井会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度第2回医療審議会を閉会させていただきます。

午後1時57分 閉 会